

# 労務 ROAD

## ■賞与支給時の注意点

早いもので今年も半年が過ぎようとしています。

7月は賞与の支給をされる会社も多いと思いますので、支給前に、賞与支給の際に注意するべきことを一度チェックしてみてください。

### ★賞与から控除するもの

雇用 保険料	控除額は毎月の給与と同様に計算します。(支給総額×保険料率)
社会 保険料	<p>支給総額の 1,000 円未満を切り捨てた額×保険料率を控除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険 7月で 40 歳になる方は 7 月賞与からも介護保険料を控除します。</li> <li>●7月退職者 社会保険料は資格喪失日の属する月は控除しません。 退職日によって控除の有無が異なりますので注意が必要です。</li> </ul> <p>たとえば… 7月 20 日退職：7月 21 日に資格喪失 ⇒ 保険料控除する 7月 31 日退職：8月 1 日に資格喪失 ⇒ 保険料控除しない</p>
所得税	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を基に計算します。

### ★賞与支払届の提出

社会保険に加入している従業員に賞与を支給した際は『賞与支払届』を提出します。これにより、賞与に対する保険料額が決定されるとともに、従業員が将来受給する年金額の計算の基礎となるものですので、適切に届出を行いましょう。

- ・ 提出先：管轄の年金事務所（事務センター）
- ・ 提出時期：賞与支払日から 5 日以内

【厚生労働省】

## ■新入所員紹介（川端）

初めまして！2019 年 4 月より入所致しました川端 紗名枝(かわばた さなえ)と申します。前職は写真スタジオで、撮影、着付、販売、店舗管理業務などをしておりました。

異なる業界にはなりますが、お客様にご満足頂けますよう精一杯努力して参りますので宜しくお願ひ致します。

休日はカフェ巡りをしたり、街を散策するのが好きです。

先日は神戸の異人館に行って来ました。美しい建築物ばかりで、とても芸術的でした。



VOL.647  
(1906-2)



## 河本社労士事務所

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる  
労災保険のことなら

## 「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

GW 明けから家族が増えました。チーと言います☆  
捨て猫を保護したのですが、引き取った時はニット帽より小さくて、もう家族全員メロメロです！すっかり井村家のアイドルになつてしましました（笑）  
(井村)

SNS でもお役立ち情報  
配信中です



### 【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所  
Instagram: @ksj\_koumoto  
Twitter: @ksj\_koumoto